令和７年度静岡県次世代エアモビリティの社会実装に向けた実現可能性調査業務委託
仕様書

１　名称
令和７年度静岡県次世代エアモビリティの社会実装に向けた実現可能性調査業務委託

２　目的
機体メーカーの開発が進むにつれ、世界各国で次世代エアモビリティ(eVTOL)の導入に向けた動きが加速している。
国内においては、大阪・関西万博においてデモ飛行が実施されるとともに、全国各地で社会実装に向けた検討が始まっている。
このような中、本県においては、令和６年 12 月に「静岡県次世代エアモビリティ(eVTOL)導入促進ロードマップ」を公表し、先進導入地域に向けた取組を推進している。
本業務委託では、本県における次世代エアモビリティ（eVTOL)を活用したサービスへの民間事業者の事業参入を促進するため、観光用途の需要調査を実施する。

■ロードマップ（令和６年 12 月公表）
（https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/068/251/shizuokapref.jisedaiairmobility.roadmap.ver1..pdf）

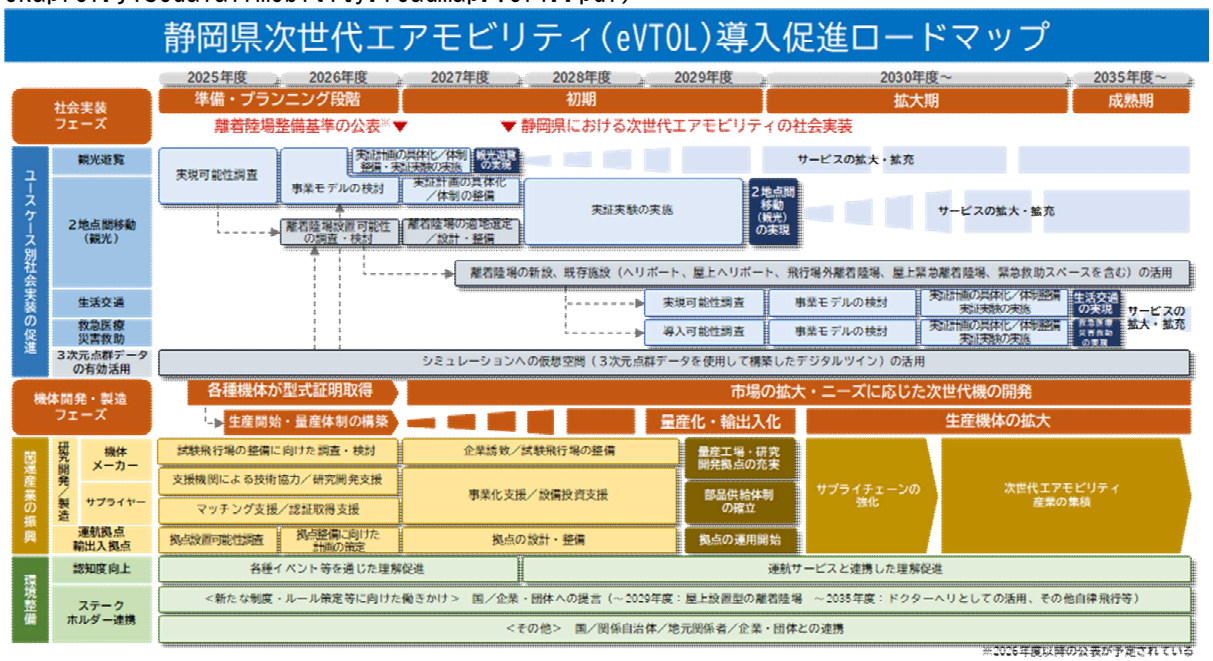

３　履行期間
契約締結の日から令和８年３月 27 日（金）まで

４　業務内容

(1) 実現可能性調査（需要調査）

・静岡県内の観光遊覧に関する潜在需要を調査する。

・調査対象として選定したヘリコプター実証場所の需要を試算するが、調査結果が他地域にも応用可能な内容となるよう配慮する。

項目	概要	内容
遊覧 ルート選定	・候補地の洗い出し ・離発着場所の選定	・具体的な根拠に基づき、候補地を検討すること ・提案のあった離発着場所をベースに県と協議の上決定する
ヘリ実証	・モニター募集 ・実証 ・アンケート実施	・需要の試算に必要十分な実証となるよう搭乗するモニター（集客方法・属性など）や実証回数（日数・時期など）を提案し、県と協議の上実施すること
需要試算	・実証結果の分析 ・需要試算	・提案のあった手法をベースに県と協議の上分析方法を決定し、需要を試算する
課題整理	・実装に向けた課題の整理	・飛行条件（例：空域）や駐機場の確保など調査エリアにおける商用運航に向けた課題のリスト化と解決手法を整理すること

５　成果品

提出物	提出目途	備考
中間まとめ	令和７年９月末	県と協議の上内容を決定するが、遊覧ルート選定、ヘリ実証等の取組の実施状況をとりまとめる予定
報告書	令和８年３月末	公表予定

６ 著作権等の知的財産権の取扱い

(1) 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等）並びに肖像権及びパブリシティ権等（以下、「知的財産権等」という。）について処理済の素材を使用すること。

(2) 受託者は、本委託の成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証し、映像、イラスト、写真、人物、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ県に通知するとともに、第三者との間で発生した知的財産権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(3) 受託者が作成した本契約の成果物に関する所有権及び著作権は、作成した時をもって受託者から県に無償で移転し、県に帰属する。

（ただし、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有する物の知的財産権等は、受託者または当該第三者に留保されるものとする。）

(4) 成果物に関する著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は この限りではない。

(5) 成果物に関し、第三者から知的財産権等の侵害の申立てを受けた場合、県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。

(6) その他、知的財産権等に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

７ 再委託の制限

(1)受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2)受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して

書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

８ 災害時の対応

(1)災害や事故に備えた危機管理体制を整備し、緊急時には迅速な対応を行うこと。

(2)自然災害や感染症等の影響により、本業務の実施時期を変更する必要があると県が判断した場合は、双方協議の上、実施時期を変更するよう努めること。

(3)自然災害や感染症等の影響により、業務の一部又は全部が実施できない場合は、双方協議の上、契約の変更又は解除をする可能性があることに留意すること。

(4)上述以外の特に定めのない事項については、県の指示に従うものとする。

９ その他

(1)上記のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案し、県と協議の上実施すること。

(2)本業務の遂行にあたっては、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。

(3)県から指示があった場合には、速やかに本業務委託の進捗状況を報告すること。

(4)県は、受託者が本仕様書に定める事項を逸脱する行為をしたと認めた場合、受託者に 再業務を命じることができるものとする。また、受託者が再業務に応じないとき又は再業務の実施が困難であると県が認めた場合、契約の解除をすることができるものとする。

(5)本業務において、個人情報を取り扱う作業を行う場合は、起こりうるミスやインシデントを想定し、情報セキリュティ対策を徹底すること。

(6)本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、県及び受託者の協議により決定する。